2018.05.31. 第二期第 3 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 1 議員会館　地下 1 階 第 8 会議室

出席委員　片木淳、三木由希子（以上共同代表）
　　岡﨑晴輝、小澤隆一、桔川純子、小林幸治、田中久雄

欠席委員　石川公彌子、大山礼子、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、只野雅人、坪郷實、
　　濱野道雄、山口真美

事務局　　城倉啓、太田光征、桂協助、富山達夫、岡村千鶴子

部分陪席　井上一徳議員秘書

書　記　　吉野健太郎、岡村千鶴子

城倉啓 : これから、第二期の第 3 回市民審議会を開催させていただきます。司会役の三木代表がいらっしゃるまでは、私が司会をさせていただきます。

最初に岡﨑晴輝委員から提出書類が来ておりまして、選挙運動規制について 1 枚資料があります。これについて大変重要なご指摘だと思いますので、まず岡﨑委員に趣旨についてご説明いただいて、皆さんでお話し合いをしていただいて、その後で今日の本題である小林幸治委員の報告を伺うという順番で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡﨑晴輝 : はい、既に資料を配付していただいています。これに則して私からの問題提起をしたいと思います。前回 4 月 26 日の審議会において、確か国会議員秘書の方からだったと思うんですけれども、2017 年 12 月 31 日の答申ですね、その選挙運動改革案に対して懸念が示されたということが簡単に紹介されました。それを聞いて、私も同じような意見を持っていまして。この答申を読んで、ちょっとこの原案では政治家の時間的・金銭的コストが増大してしまうのではないかと、具体的に言うと今よりももっと政治運動選挙活動にお金がかかるのではないかと。更に政策立案等に専念できずに、地元に帰って選挙運動にもっと時間を割かなくてはいけないのではないかというふうな懸念を抱きました。そうしますと、特に金がかかるようになりますと、特に新人議員が入りにくいと、公正な競争が妨げられてしまうのではないかというふうな懸念を抱いています。

私の考えとしては、95 ページに今回の基本的な考え方が書いてあると思いますが。選挙運動規制を基本的には廃止をして、例外的に規制を加えていくというふうな基本的な考え方にちょっと問題があるのではないかと考えています。もしこういう形で基本的に廃止をして、例外的にいくつか規制を加えていくと、10 年 20 年経つと多分不祥事が起こる度にまた規制が付け加わって、また不祥事が起こって規制が付け加わると、これがどんどん積み重なっていって、10 年 20 年経つともしかすると今と大して変わらない元の木阿弥になってしまう危険性がありはしないかということを感じました。

そうではなくて、選挙運動規制を評価する体系的な基準をもう少し明確に確立して、その評価基準に照らして、一つ一つの選挙運動規制を検討していった方が良いのではないかと

考えています。図を示しましたように、これはあくまでもたたき台ということになります。さしあたり四つ挙げましたけれども、

A. まず一番重要なものとして、有権者が政党・政治家の理念・政策を把握しやすいと。その逆の方向として政党・政治家が有権者のいろいろな声を把握しやすいこと。ここは絶対外せない最も重要な基準だと思います。

B. その上で政治家が選挙運動ではなくて、本来の政策活動に専念できるように時間を確保する必要があると。さらに公平な競争をするということに関連して、お金があまりかからないようにするという基準を考える必要があると思います。

C. そして今の公職選挙法…かなり複雑であって、何が違法か確かにわかりにくいと、これを単純化することは大変重要だと思います。特に政党や政治家であればプロですからある程度複雑な規制であっても、それはプロとして勉強すればよいだけの話なんですが。一般有権者が選挙に参加するとなると、とにかく違法の心配をすることなく選挙運動をしやすいということが優位すべき点だと思います。

D. 最後に、実務上の困難を抱えている・いないということがあって。今、公示告示期間がどんどん短くなっているというデータがここに示されていますけれども、これが実務上の理由があるかどうかということも検討する必要があって。単に理念だけなくて、理念としては良くても、例えば投票用紙を用意するとか、用意するのにこれだけの時間がかかるという実務上の困難ということも考慮に入れる必要があると感じました。

一旦これは議論しておく必要があると思って、私の意見を無理矢理押し通そうという趣旨ではなくて、おそらくこの答申に対して、政治家の時間的・金銭的コストが増えるのではないかと、公平な競争も妨げられてしまうのではないかという懸念はかなり生じるのではないかということだと思います。実際国会議員秘書の方から示されたわけですね。そうしますと、こういう懸念に対して一体どのように反論するかということを議論しておく必要があると。もし反論できないのであれば、少し考え方を変えて答申自体も修正をしていく必要があるのではないかというのが、私の問題提起になります。以上です。

城倉啓：ありがとうございました。議題の①、②に入る前の 0 番として岡﨑委員から問題提起をいただいて、この件を少し話し合わないとこの先の話の選挙公営の話も共通理解を得た上でというふうになっていかないと思いましたので、この時間をいただいております。では、ここからは三木代表にお委ねしてもよろしゅうございますか。

三木由希子：はい、遅れて申し訳ございませんでした。近場で会議があって抜けるのが遅くなりました。今、ご提起いただいた内容、すみません途中からしか聞けていませんので。少し時間をとって議論をした方が良いというのは、今日議論した方が良いということでしょうか。

城倉啓：そうです。15 分ぐらいお話し合いをしたのちで小林委員のお話にいった方が良いのではないかということで。

三木由希子：はい、わかりました。そうしましたら、答申の該当する提案をいただいた第 1

部門からまずコメントをいただくということでよろしいですか。

小林幸治：第 1 部門で、結構この部分を中心にして何回か議論した経緯があって、記録をとっていただいているので、そこを確認して振り返れば明らかになると思うんですけど。ちょっと記憶の範囲でしかないので、恐縮ですが。多分国会議員の秘書さんとか国会議員の当事者の側から言うと、そういう視点になりがちなんですけど。基本的な捉え方として、第 1 部門で 1 年間かけて有権者側からどう捉えるかということを中心にして考えてきたんですね。いかに参加しやすくするか、機会の平等いかに機会を増やしていくかという視点からそういう捉え方で言うと、この規制ばかりで参加しにくいし、何をやっていいのか悪いのかもよくわからないという現行制度というものを、最初に目標として掲げたのが廃止だったので、そこを目指してどういう考え方を示せるかということを議論してきたということで。なので、当然候補者とか現職の議員からは今までやってきた選挙運動が通用しないというか、考え方が完全に違うというか、何回も選挙を経験していればそういった選挙の仕方がある意味身体に沁み込んでいる部分もあると思うので、それは 180 度変えるような思考も含めて時間がかかるだろうなということは個人的にも思います。逆にそれを思い切ってやらない限りは、何も変わっていかないんじゃないかと。段階的に一つ一つ潰していって最終的に廃止に持って行くのか、最初から廃止ということを謳って何を残すのかっていう具体的な法制度の技術的な進め方っていうのが多分あるんだろうと思いますけど。いずれにしても、廃止を前提として、すべての規制を基本的に撤廃ということを提起していくというのが第 1 部門の経過ですけど。有権者側の視点だけで良いのかという考え方を、今回提起していただいていると思うので。有権者側からの視点ではこの答申のような形にしたいけど、逆に候補者とか当事者からするとどうなのかということを、具体的にどういう課題が出てくるのか整理してみる必要があるかなと。その上でこの部分はやっぱり残したほうが良いとか、新たな仕組みとして岡﨑さんが示していただいているように仕組みを作っていくというのも一つの方法なのかも知れませんし。ちょっと具体的な中身で議論していく必要があるかと思います。

それともう 1 点、何で制限させようか・平等にしようかと言った時に、今回国民投票法の憲法改正の議論でも、特にコマーシャル・マスコミを使っての宣伝でやはり資金的な制限をする規定がないので、資金が多い方が有利なんじゃないかという議論が出てきていますよね。同じようなことが多分全廃した時に出てくるだろうなということは、第 1 部門でも議論していて。選挙運動資金なのか政治資金で上限規制を設けるのか、いずれにしても使える金額の上限、これ以上はダメですよということを示すことで、そこら辺はある程度の平等性は保つことができるのではないかという議論はしてきているので。私の記憶の範囲だとその位なので、片木代表から補足お願いします。

片木淳：ご説明があった通りなんですけれども。実は平成 28 年 3 月 22 日の第 1 部門会議の時に資料を私が作ったものを、城倉さんから皆さんに流したんでしたかね。「公職選挙法による選挙運動等の規制、その問題点と改革案」ということで 12 ページにわたるちょっと

したものを。従来から小林さんと一緒にやってきたんですけれども、こういう本を出しましてね「公職選挙法の廃止」というのを、前にも皆さんに紹介したと思いますけど。市民政調と私で共著なんですけど。まず理屈の話から申し上げると、特に憲法論なんですが 95 ページにも簡単に触れていますけど、表現の自由と罪刑法定主義を中心とする問題ですね。この憲法論と現実の問題と併せて、弊害が公職選挙法にいかに多いかということをこの本で書いて、ちょっとショッキングな「公職選挙法の廃止」という題名にしたんですけれども、世に問うたと。これも一つの流れとして、この審議会が発足した流れがあるんですけれども。この中で、まず憲法論とか現実の選挙での新人の当選を難しくしているという問題の指摘を私はしています。坪郷さんも改革案を提示したりしています。もう一つの特色は、生活者ネットワークの女性議員が中心だったと思うんですが、実はその方々の検討が早かったんですけれども、選挙をやっているといかに馬鹿馬鹿しい規制が多いかと、おかしいじゃないかということで研究会をされて、私もそこで講演をした結果でこの本になったということでございます。それを踏まえて、ほとんどの内容は私のこの本で進めさせていただいたという、それをまとめたものです。ですからもう一つ言いたいことは、現行公職選挙法の規制がいかに微に入り細にわたって、ご承知の通りですけれども、いかに民主主義的な選挙運動を妨げているかと。諸外国では全然ないことをやっていると。それも戦前からだという話とですね。選挙運動という定義がありますね、票を獲得させるという、それだけに留まらず、それが横並びになっていって、政治活動の方にもものすごく規制が掛かっている。政治活動自身が圧迫を受けているんですね。最高裁は歴代それを認めてきている訳ですけど、違憲訴訟があった部分についてはですね。という現状の問題点を総覧して、なかなか膨大なものになるんですけれども、一応概略を説明した解説書を付けております。諸外国の選挙運動における現状。それで、今申し上げかけたのは、選挙運動規制の問題点ということで、表現の自由、憲法違反じゃないかと、特に表現の自由の中でも政治的な表現の自由ということで、選挙運動は最たるもの違反じゃないかということを我々としては論じたわけです。罪刑法としてもですね、この審議会でずっと議論になっているんですけれども。公職選挙法というのは特別刑法だと、ズラーっと刑罰が後ろに出ている訳で。事前に何が罪になるかわからないでやっていて、後からあなたのやっていたことは刑務所行きだよと言われると、これはもろに罪刑法定主義違反ですから、そういう問題はどう考えてもおかしいのではないかということでございます。それからさっき申し上げましたように、現行の選挙運動規制の考え方は、金のかからない選挙、まぁ今議論になっている所ですが、そういうことで出ているので、放っておいたら金持ちだけが有利になるという理屈で今の制度はできているというのが事実ですね。だけど逆に言えば、そういうことでがんじがらめの規制をしていたら逆に選挙運動の自由を規制することによって選挙を歪めているんじゃないかと。歪めているのはどっちだと言えば、またこれは議論になると。ですから我々はまた議論していかなければならないと。という理屈立てで、第 1 部門は考えてきたという経緯があるということです。小林さんがおっしゃった通り、岡﨑さんのおっしゃったこともちろん当たって、我々もまだまだ弱い

ところがあれば全体的に討論をしていかないといけないと思います。ですから基本的な観点は、ある程度共通したところもあると思いますね。特にAのですね、「有権者が様々な声を把握しやすいこと」ということは、逆に言うとこれは今の主眼としては選挙運動が一番の主眼ですから。選挙運動が有権者に情報を提供すると。Aから言っても選挙制度はおかしいんじゃないかと。それからCもそうですね、「法令違反の心配をすることなく選挙運動をしやすい」と。我々の選挙市民審議会で一貫して議論になっていたことは、「選挙は自由で楽しく」なければいけないのではないかと。今みたいにがんじがらめの法律で規制されて、堅苦しくてビクビクしながらやるようなものじゃないのではないかということで、だからこそ選挙運動の規制を撤廃するということになったと。実務上の困難というのも同じでDですね。これは警察当局だって困っていると、何が違反で、何が違反でないか困っているというようなことで、ずっと昔の刑事局長の答弁とかですね、検察官の述懐とかですね色々あるという流れですから、一応の流れとして我々としては選挙運動規制はあまりにもおかしいと、まず撤廃すると。しかし、おっしゃるように心配はあると。それは個別に見ていってですね、やはりあまりにも金権政治になって突出して金持ちばかりが有利になるという事態になったら困るから。今の流れとしてはこの後に出てくるんですが、選挙運動の上限規制と。選挙運動という概念はまた我々も決めなきゃいけないですね。但しそれは相対的な話で、個別の選挙運動については、規制撤廃。全体を金で縛ると、イギリスそうやっているということですけれども。全然必要ないという意見もある訳ですね。これはそれぞれまた議論していかなければいけないということです。とりあえず私からは以上です。

三木由希子：ありがとうございました。はい、どうぞ。

小澤隆一：実は今岡﨑委員から提案された問題点というのは、前回のご指摘の4月26日の審議会で私が発言した意見と趣旨として非常に重なるところがあって。私の発言よりはるかに整理した論点提示をしてくださっているなあと思っています。今日お手元に未定稿ですが前回の議事録案があって、この8ページの所で、前回坪郷委員がご提案いただいた、届け出を早めにしてやると、そうすると今で言う選挙運動期間が長くなる訳で、そうすると選挙運動の撤廃と言いながら実は長期化じゃないかという意見を私は述べています。結局第1部門の趣旨は、やはり選挙運動を自由にしようと、規制撤廃というのは今の片木代表の話からもわかるので。今みたいに事前運動禁止して、選挙運動期間になったらべからず選挙という、こういう仕組みを何とか変えよう、だから規制撤廃というコンセプトは非常にはっきりしているんですけれども。岡﨑さんの言われた予期せぬ効果ですね、それも常にカウントしながら制度を組み立てていかなくてはいけないということを私の問題意識として持っています。12ページの所にある私の意見の真ん中あたり、今の政治の状況とのフリクションが気になるという発言はそういうこと、あと15ページの所の運動が長くなればなるほどアメリカの大統領選挙みたいなお祭り騒ぎになるという、これはなるかならないかは日本の国民の風土にも関わってくるんですけれども。規制を撤廃して自由化する、選挙は一応コンペティションですから規制撤廃の下で競争をすれば、これはどんどん運動が競りあがって行

ってお金もかかる。これはある種見えている訳です、そのあたりの事を今日岡﨑さんは問題提起されたので、ここは答申は答申として活かしながらブラッシュアップしていく時に、今日のご提案の趣旨を踏まえて議論していったらいいなと、そんな印象を持ちました。

岡﨑晴輝：よろしいですか。

三木由希子：はいどうぞ。

岡﨑晴輝：ご趣旨はよくわかりました。本来であれば、もう少し具体的な基準を作った方が良いとは思いますけれども。四つのうちA・C・Dは既に加えられていると、特にCがメインじゃないかと思いますが。A・C・Dは加えられているという趣旨だと思いますので、議論をして規制をこれから議論していきますね。その時に政治家が選挙運動に時間をとられ過ぎないと、お金があまりかからないと、ここを意識しながら審議を進めていただければ私としてはそれで結構です。

三木由希子：はい、ありがとうございました。今の皆さんのお話を整理しますと。結局、選挙運動の規制の撤廃ということ自体に異論があるというより、それに伴って逆に機会の不平等とかコスト増が進んでしまうと、多くの人が出やすいとか関わりやすい選挙にしたつもりが逆効果になってしまう可能性があるということについて調整が必要じゃないかということだと思います。それで今小澤さんからも参照された、第1回審議会の議事録で19ページを見ていただくと、3月の時点で会議をした時に、色々と今期何をしましょうかという議論をしていまして。その時に 3 月の段階で、こういうことで今期の方向性はよろしいですねという確認をした部分があります。選挙運動規制の撤廃とかそこに関連して、様々な課題はまだあるという前提で、第一期の答申が機能するためにまだ条件整備が必要ですねということについては、3月の段階で確認をさせて頂いたということですね。そこを少し優先順位を高くして、特に資金の問題というのは不平等の一番大きな原因になってくる一方で、今の政治団体とか政治資金のことを考えると、そこの総量規制を色々していくこと自体が政治活動の自由とか色々な問題と抵触してくる可能性もありますので。そこについては選挙の問題として議論するのか、政治資金全体の議論として行うのかという所は、多少論点として整理する必要があるだろうと思いますし。あとは公費負担の問題ということがそもそも選挙を、或いは今だと政治活動の機会の保障のようなものにもなっていますので、その点を今期議論していくということで、一応大きな方向付けはされていて。岡﨑さんが今いろいろとご意見いただいた内容は、その中で個別に議論をしながら調整したりしていければ良いかと思っています。

とりあえず今日はその一端として、公営選挙について国会図書館に依頼して作成した資料を出していただいていますので、それについて小林さんから紹介していただくということで、よろしいでしょうか。お願いします。

小林幸治：3種類のものを出していただいて、国会図書館に正式に依頼したのが連休明けでしたので、1ヶ月ありませんでしたので十分な資料になっているかどうか不安な所もありますが。本来は、調査していただいた図書館の方に来ていただいて、直接ご説明いただければ

良かったんですけれども、国会開会中というのと担当者が今日の都合が合わなかったので、事前に僕も少しお話を聞いたので、皆さんに伝えられる範囲でお伝えして、現状での調査状況を紹介できればと思っています。あまり期間もなかったので、あまり多くの国の調査依頼をすると深く調べていただけないと思って四つの国だけを限定させていただきました。今日の議論で更に調査が必要であれば、この国も調べて欲しいということがあれば提示していただければ、再依頼もしたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

最初に、「諸外国の政党国庫補助制度」というものをご覧いただければと思います。イギリス、ドイツ、フランス、韓国と調べていただきました。政党に対してどういう国庫補助が出ているのかということについて、この 4 か国を調べていただきました。

・補助の種類としては、

イギリスは施策立案活動に対する国庫補助。

ドイツは特に制限はないということで、基本法に基づき一般的に政党に義務付けられた活動への部分的補助。

フランスも政党活動一般に対する国庫補助。

韓国は少し複雑になっているんですかね、後ほど三木さんと今日桔川さんが見えているので、去年韓国に行かれてお話を聞かれてかと思いますので、補足していただければと思いますが。政党活動一般に対する国庫補助とその他選挙に関する国庫補助という、ちょっと特徴的なものがあるので、後ほどまた紹介したいと思います。

・補助総額については

イギリスの場合は日本円に換算すると 2 億 9600 万円でそれ程多くない。

ドイツはかなり多くて 214 億 9722 万円というところで

フランス・韓国はそれぞれ 82 億 278 万円と 42 億 5635 万円

人口一人当たりどれ位の補助額かということについては、参考にしていただければと思います。

・受領資格としては

イギリスの場合は下院で 2 議席以上を有する政党。2 人以上の国会議員がいれば日本でいう政党交付金的なものがもらえるということになるということです。

ドイツの場合は、人数ではなく政党名簿への投票が連邦議会の下院の選挙で 0.5%以上、州議会選挙で 1%以上、そういう決められ方をしていると。

フランスの場合は、有効投票数の 1%以上を獲得した政党・政治団体

韓国の場合は、20 人以上の議員を有する院内団体というのを原則にしていると。それ以下でも、国会における議席が 5 以上のものですとか。議席が 5 未満のものでも一定の条件を満たすものについては交付されるという制度になっています。

・2 ページ目の配分方法は詳しくは説明しませんが、それぞれ違った方法で配分されています。

例えばイギリスの場合ですと、1 億 4800 万円を受領資格を有する政党で均等に配分し

た額となっていますので、下院議員の人数が多くても少なくても一定以上であれば均等に配分されるという配分の仕方になっているということだと思います。

ドイツの場合は、党費・寄附など当該政党自ら集めた収入額を上限として交付されるということになっています。その理由については明らかにされていませんけれども。面白い決め方というか。

フランス・韓国についても、ご覧いただければと思います。それぞれちょっと違った方法で配分されているということです。

・最後に使途制限、使途報告、監督体制等について

イギリスの場合は、政策立案関連経費に限定されていると。なので、逆にイギリスの場合は総額も低く抑えられているのかなと思います。

ドイツは原則的として使途に制限はない、フランスも同じ。韓国の場合は、いくつかの分類が示されていて、政党活動一般に対する国庫補助のⅠ経常補助金と選挙に関する国庫補助のⅡ選挙補助金の使途は、人件費、組織活動費等に限定される。Ⅰの 30%以上は政策研究所に、政策シンクタンクを設立して所謂政党交付金の 30%は使いなさいよということで、10%以上は市や道の党に、所謂地方組織に使いなさいと、10%以上は女性の政治的発展のために支出しなさいというふうになっているということです。

日本で言う政党交付金的なものに該当するものはこの 4 か国では、こんな仕組みになっていますのでご確認いただければと思います。

続きまして、「諸外国における選挙公営等について」は同じ国プラスアメリカです。アメリカの場合は、政党交付金的なものはない訳で先ほど説明した国庫金補助の中には入っていませんでしたが、こちらは入れていただいています。調査の依頼の仕方として、ご存知の通り選挙運動とか選挙運動期間というのは法律で定められていない国が多いので、選挙公営というものの概念がそれぞれの国でなかなか捉えにくいところがある、日本の制度で言う選挙運動にあたるもの又は類似するものを挙げて欲しということです。

・最初に文書の作成・頒布費用・施設等の使用要領について

アメリカの場合は何もなく

イギリスの場合は、郵便物を無料で送付していいですよとか、学校や集会施設を無料で使用して良いですよというぐらいが選挙公営としては当てはまるのではないかと。

ドイツでは、アメリカと同様なしで、

フランスの場合は、投票用紙やポスターの郵送は国の経費負担で行うということと、ポスターやチラシなどの印刷経費なども有効投票の 5%以上を獲得した候補者のついては償還される。

韓国の場合はない。

・マスメディアの利用に関しては、アメリカ以外公共公営テレビ・ラジオで無料で利用できる。この辺は日本と似ていると思います。

・選挙費用の償還、選挙に対する助成金の配分

アメリカの場合連邦議会銀選挙に関する補助はない、大統領選挙に関する補助はあるらしいですが今回のこの調査では示していただけませんでした。更に聞いてみようとは思いますけど。

イギリスドイツはとばしてフランスは、有効投票 5%以上を獲得した候補者に対しては選挙運動費用支出限度額の 47.5%という中途半端な割合ですけど償還されるそうです。

韓国の場合も当選または有効投票の 15%以上獲得した候補者に足しては、選挙費用の全額、10%以上 15%未満が半額償還されるということになっていると。比例区選挙においては、1 人以上の当選者があった政党に対しては選挙運動費用の全額が償還されるということです。

・選挙運動費用の支出制限については、先ほど岡﨑さんからご指摘頂いたことも少し関係してくるかと思いますが、

アメリカの場合は原則として制限はないということでした。

イギリスの場合は、政党の場合 3 万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数、もしくは 81 万ポンドのどちらか大きい金額ということで、イングランド、スコットランド、ウェールズそれぞれで違ってくるということでした。制限の適用期間は投票日以前 1 年間でこの総額が支出限度額として決められているということです。選挙運動という規定を置かないのであれば、いわゆる政治活動の投票日までの 1 年間の支出の限度額はこういう形で決められているという考え方だと思います。

ドイツは制限がありません。

フランスは、候補者の場合は 3 万 8000 ユーロ＋選挙区人口×0.15 ユーロ×1.26 という計算の下に上限額を決めているということでした。

韓国は、選挙区選挙の場合は 1 億ウォン(日本円で言うと 1000 万円程度)+選挙区人口×200 ウォン+特定の下部行政単位の数×200 万ウォンを基本とした金額ということで決めているそうです。比例区の場合には人口×90 ウォンを上限として決めているということです。

こういった決め方をしているので、こういうものを参考にして政治活動・選挙運動、日本で言う選挙運動費用の上限を決めてある程度の平等性を図ることも考えられているという参考になればと思います。

最後に諸外国の政治資金制度について調べていただきました。政治資金をどういう形で集めていくのかということだと思います。

・寄附の制限については、質的制限と量的制限に分けていただいています。

アメリカの場合は、質的制限を連邦政府から免許を受けた銀行、企業、労働組合及び政府契約者による寄附並びにその受領等の禁止となっていますので、いわゆる企業献金・企業からの寄附というのは禁止になっている。ただ、企業、労働組合等が独立分離基金

いわゆる PAC を設立し、それを通じて寄附を行うことは可能ということになっています。もう一つ外国人による寄附及びその受領の禁止、他人名義による寄附及び受領の禁止、匿名の現金の寄附は 50 ドル(日本円で 5,300 円)という制限がかけられているということです。量的制限の方は、アメリカの場合はかなり細かく決められて、ちょっと今日はお配りしていないんですが、詳しい参考資料も頂いていて、寄附者が個人なのか、受領者が誰なのかということで細かく金額が決められているということでした。後でメールで送付させていただければと思いますのでご覧ください。

イギリスは、①～⑧の寄附が許容される者以外からの寄附の受領禁止ということで、①選挙人名簿に登録された個人　②イギリス国内で事業を行う会社　③登録政党　④労働組合　⑤住宅金融組合等々の①～⑧は受け取れるとなっています。ただし出所不明の寄附の受領禁止ということで、誰が寄附したか全てわかるようにするとなっているようです。量的制限の方はなしということでした。

ドイツでは逆にここに示されている①～⑧の寄附金の政党による受領の禁止ということで、政党は①～⑧の寄附を受けてはいけないということになっているそうです。①が議会内の会派・団体等による寄附、②公益団体等、③外国からの寄附、④政党への転送を条件とする職業団体からの寄附、⑤資本参加率 25%超の企業による寄附、⑥出所不明・匿名の寄附ということで、日本円で 65,000 円の金額の規定がされていてそれ以上はすべて明らかにしなくてはならないということになっている、⑦経済的・政治的利益を期待して又それらの見返りとして行う寄附とありますが、誰がどのように審査するなりチェックするかはこの資料ではわからないですけど、こういったことも禁止されているということです。連邦議会議員についてもこういった行為規範で同様の制限があるということでした。量的制限の制限はなしです。

フランスについては、政党・政治団体を除く法人による寄附の禁止、外国又は外国法人からの寄附の禁止。量的制限については、個人献金について候補者に対して 4,600 ユーロ以下、政党・政治団体に対しては年間で 7,500 ユーロ以下、100 万円弱位以下にしなさいという制限がかけられているということでした。

韓国の場合は、企業及び団体による寄附の禁止、外国人の寄附も禁止、個人による政党、国会議員及びその候補者などに対する直接の寄附の禁止もされているということでした。ただ、中央党後援会や議員等の後援会に対する寄附は可能です。政党に対しては、選挙管理委員会への寄託金制度、どういう制度になっているか詳しくはわからないですけど、選挙管理委員会が個人からの寄附を集めて、それを政党国庫補助金として配分率に応じて各党に支給するという仕組みがあるということでした。量的制限については、個人による寄附の総額は年間 2000 万ウォン以下。個別制限については、それぞれこういう規定が設けられているということです。

ここで調べていただいた国では、企業・団体からの直接の寄附というのは禁止されている。日本の場合も、自民党に寄附するというよりも外郭団体に寄附したりするので、同じような

仕組みになっているのかなという気もします。

・次のページに移っていただいて、寄附の制限のその他の制限についてになります。

アメリカの場合、現金による寄附の受領は寄附者 1 人につき上限額決められている。

イギリスの場合は、企業が一定程度の額以上の寄附をする場合には、事前に株主総会の承認が必要ですとか、労働組合に関しても労働組合員の承認が必要だとかと決められています。

ドイツの場合は、政党に対する現金での寄附は 1,000 ユーロ(13 万円)まで可ということで、それを越えてはいけないということです。

フランスは、現金の寄附は 150 ユーロ(1 万 9500 円)以下

韓国の場合も収入額の制限がかなり細かく決められているということでした。

・支出の制限に関しては

アメリカの場合は、原則なし。

イギリスの場合は、選挙運動費用の支出制限ということで、下院議員選挙の場合には支出限度額としてこの表にあるようにこんな形で決められていると。繰り返しになりますけど、制限の適用期間は投票日の 365 日前の適用期間の総額ということで決められています。

ドイツの場合は支出の制限はなし。

フランスの場合は、選挙運動費用の支出制限があって、こういった金額が決められているということです。

韓国の場合、私的経費や不正な目的のための支出は禁止されている。家計の支援・援助には使ってはいけませんよといったことが決められている。

・公的助成制度はというと

アメリカは、大統領選挙で一定の要件を満たした予備選挙候補者及び本選挙候補者に対して、申請に基づいて補助金を配分するといったことが決められています。基本的にアメリカの場合には公的助成制度はないので、先ほど説明しましたが、大統領選挙について予備選挙の候補者に役 2404 万ドル(約 25 億 5000 万円)、本選挙の場合には 9614 万ドル(約 102 億円)とかなり高く 2016 年の大統領選挙では助成されていたということです。ただこれは国庫補助の上限額ですので、どういう配分をしているのかということはわかりません。

イギリスの場合は、年間 200 万ポンド(2 億 9600 万円)を上限とする政策立案補助金、これも先ほど説明したことと重なりますけど、こういった助成制度としてあるということでした。

ドイツの場合にも、総額 1 億 6536 万ユーロ(役 214 億円)を上限とする補助金を各政党の得票数とか収入実績に基づいて配分されている。

フランスについても、得票数と議員数に応じて補助金を配分している

韓国についても先ほどの説明と重なりますけど、政策シンクタンクとか女性候補者、障

がい者に対しても助成がされているということです。
・税制上の優遇措置ですが、
アメリカの場合はなし。
イギリスもなし
ドイツの場合は、税額控除、所得控除といった規定があります。
フランスの場合にも、税額控除があるということです。
韓国の場合にも、税額控除がありますということでした。
収支報告書はどのような規定になっているかということで
・報告書の種類としては
アメリカは、①収支報告書、②寄附報告書
イギリスでは、政党の場合は①年次会計報告書、②寄附・貸付報告書、③選挙運動費用支出報告書の三つと。候補者に対しては④選挙運動費用支出報告書、⑤選挙準備期間の支出報告書が義務付けられている。
ドイツの場合にも、年次会計報告書
フランスの場合にも、年次会計報告書
韓国の場合には、会計報告書
・提出先については
アメリカは、連邦選挙委員会
イギリスの場合にも、政党については選挙委員会、候補者の場合は選挙管理官に提出
ドイツの場合はちょっと違っていて、連邦議会議長に提出するということでした。
フランスの場合は、選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会という団体に報告する。
韓国の場合には、選挙管理委員会に報告するということです。
・報告の頻度とか…この辺についてはご覧いただければと思いますが
アメリカの場合は原則として四半期ごととかなり細かく報告が提出されている
イギリスの場合も、政党は年１回、候補者は四半期ごとという規定がされている
・主な報告の内容についても細かく説明しませんが、大体同じような内容になっているかなと思います。
・最後に報告書の公表形態ということですけど、韓国だけそういう記述はなかったんですが、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスに関してはウェブサイト上で完全な公開はされている。この辺は日本でもウェブサイトで公開をして、これを有権者側がどういうふうに判断材料に使うのか考えなければいけないところだと思いますが。

このペーパーにはなかったことで、もうすでによくご存知の方もいらっしゃると思いますが、アメリカは他の国に比べて違っていて、その違いはどこから来るのかというのを国会図書館の方にお聞きしました。アメリカの場合は機会の平等というのと、機会の平等に関しての考え方が根強くあるので、極めて色々な場面で制限がかけられないように工

夫がされているということ。またお金の使い方に関しても、寄附する側がどの政党に寄附するかとか、どの候補者に寄附するかという時に、表現の自由の一つとして捉えているので、そこら辺の制限ができるだけなくというのを、これまでいろいろな裁判を経てアメリカの現状として、そういった考え方に則った制度で、極めて自由な考え方で制度設計されているということだと思いますというようなお話でした。

以上とりあえずこの 5 カ国だけですけど、おおよその概略このようになっていますよという、それぞれ日本の制度に当てはめて選挙運動の資金と政治活動という所に可能な範囲で分類していただいて整理していただいたというこの資料になったということです。以上です。

三木由希子：はい、ありがとうございました。ちょっと確認を最初にしといた方が良いかなと思うのは、今日、どこを目指して議論するかってことですね。今色々とご報告いただいたんですけれども、12 時までの間に、報告を作ったのは小林さんではないので、質疑っていうのがちょっとなりにくいという状況でもあるので、今日は情報を共有した上で、日本で何をどういうポイントで議論するかということを少し整理出来ればというイメージで良いですかね。何を議論しましょうかってことを確認しておかないと、ちょっと拡散しているかなと思うんですけれども。

岡﨑晴樹：ちょっとよろしいですか。報告書の 124 頁で、確か私の記憶だと、選挙運動規制を撤廃した場合に資金資源が豊富な候補者が有利となることが考えられる。その是正のために投票期日までの一定期間にかかる費用の上限額の規定を設けるものとする。この辺りを議論しようということになっていたと私は記憶しているんですが、どうでしょう。

小林幸治：議論の仕方としては、これを基にして、この中身をどうやって詰めていこうかっていう議論を、意見をいただいて整理していただくような。報告書でもそれぞれ選挙運動費用の項目も別々になっていますけれどもそういう形で良いのかどうかも含めて、選挙運動期間、選挙運動規制が撤廃されると、選挙運動費用というのも事実上無くなってくると思いますので、そこら辺のことも、あまり言葉の使い方のことで議論するつもりは無いんですけれども、ここら辺をどういうふうに整理していくか、全体として政治活動の資金として捉えて、最終的にはそういう提案の方向に持っていくのか、イギリスは 1 年間っていうことで一応区切って、そこだけの上限額を設けてます。1 年以上前の資金の制限については、基本的に今日の報告だと無いんだと思うんですね。そういう形で良いのかということも含めて議論が必要なのかなと。

三木由希子：イギリスだと、政党は 365 日という制限がありますけれど、候補者はもっと短いですよね。候補者になった日から投票日までなので、もっと短い期間ですよね。

小澤隆一：それとイギリスの場合、ここでは選挙運動費用ですよね。それ以外の政治活動費用はこれとは別に設定されてる。それについては普通、政治活動費用に規制を設けるなんて考えられないことなんで、そういうこと全部込み込みで考えていかなきゃいけない問題だ

と、日本でも同じことなんですけどね。政治資金規正法だって別に上限定めているわけじゃない。要するに寄付とか上限を定めているものは制限する方の「規制」じゃなくて、正す方の「規正」だから。

三木由希子：量的な規制はされているということですよね。

小澤隆一：だから答申の、岡﨑さんがご指摘になった答申のそれも、やっぱり問題意識としては、自由にするんだったらやっぱりある程度競争の平等性というものを確保するためにはこういうことしなきゃいけないんじゃないか、という問題意識でかかるということですね。で、これはある意味、全体構想の中で、この点がどの位置にあるのかということを見定めていく必要があると思うんですよ。今日ご提案いただいた、いろんなＡＢＣＤの基準、これ非常に大事な基準だと思います。そういうものを頭に置きながら、具体的に制度の組み立てをしていく。色んな余波も頭に入れながら具体的なものを考えていく、そんなことかなと思います。なかなか諸外国の制度も上手くつまみ食いして良いものを作っていく、こういう発想はあまりしない方が良いような気がするんです。

田中久雄：ちょっと良いですか。私はこの諸外国の事例というのは、日本の仕組みと対比して、どこが日本で足りないのか、あるいは日本はどこが細かすぎるのか、そういう意味で外国の事例というのは参考にすべきものだと思っているのですが、それで特にですね、この最後の政治資金制度の表の中の 3 頁ですか、3 頁目の収支報告等の中の報告書の種類というところでイギリスとドイツというのが、これ非常に対照的なんですよね。イギリスは政党と候補者という、両方報告書を出さないといかんと。それでしかも、政党及び候補者共にですが、あ、これは政党ですか、政党ですと年次会計報告書ということでこれは政治活動費ですね。全体のね。それと③で選挙運動費用収支報告書、広い意味で政治活動の中に選挙運動も含めるわけですけれども、これは切り分けて③として選挙運動費用収支報告書も出さなきゃいけないと。で、候補者については選挙運動の費用だけで、政治活動の方は出してないわけですよね。そういうある意味じゃ非常に細かく切り分けて報告してると。それと対照的なのはドイツなんですよね。ドイツはすぐ横ですよね。政党だけが、しかも年次会計報告書のみ出すわけですよね。3 頁の収支報告書の種類という欄ですね。そのドイツのところは年次報告書だけで、これはイギリスみたいに選挙運動費用の報告書は出さなくて良いことになってるんですよね。だからこれ非常に対極的なわけですよ。日本はこの中間みたいな感じにあるわけですよね。政党だけじゃなくて、政治団体は年間の政治活動の費用の収支報告書を出さなきゃいけないという規定はありますよね。ところが政党には、政党の中で政治運動費用についての報告書は無しなんです。イギリスみたいに。無いわけですよね。それで無い代わりに、候補者個人は選挙終わったらすぐ 15 日以内に選挙費用の収支報告書を出さなきゃいけないと。政党には義務付けが無いんだけれども、候補者には義務付けている、15 日以内、非常に短期間にね。だから非常にイギリス、ドイツの間にあって日本というのは面白い、ユニークな仕組みになっていると。だからそれを、どこが良いのか、日本の方が良いのか、ドイツの方が良いのか、イギリスの方が良いのか、或いはドイツなり、イギリスなりの良いと

ころは採用して日本の中に入れた方が良いのかと、いう議論は、かなりこれから日本の政治活動費と選挙運動費用の収支、それがすなわち報告書に出るわけですけれども、それを考える上でこの辺をきっかけに議論、で１番難しいのは、僕はイギリスの、この年次報告書って政治活動費全体ですよね。それと切り分けて選挙運動費用収支報告書ということで、選挙運動費用だけを切り分けると。政治活動と選挙運動という、形態は規制の時にいつも問題になりますけれども、それはもうなかなか峻別つかないんじゃないか、切り分け難しいんじゃないか、というのと同じように、費用の問題でも、これは政治活動に使った、これは選挙運動に使いましたと、その切り分けがよくされているっていうか、或いは曖昧なのかどうか分からないですけれども、非常にイギリスの制度は細かく作っているんですよね。だからここまでやる必要があるのかというのも分からないし、ただ規制を厳しくするというならかなり参考になるような制度ではあるんですよね。

小澤隆一：よろしいですか。これ推測ですけど、ドイツは連邦議会の選挙は比例代表でやっているんで、要するに政党が全部仕切った選挙なんでそれで良いわけなんですよ。だから制度的な要因をかませて理解しないと。ですからその点で言うと日本はイギリス型かドイツ型かという比較で言えばね、イギリス型なんですよ。それだけのことなんですよね。だから国政選挙のタイプが違うのでそれに応じてこういう報告書のパターンが出来上がってくる。そういうことなんじゃないですかね。

田中久雄：そうですね。ですから答申の中で現行制度を前提にして、そういう費用についての規制とか報告書の作り方ということを考えて、我々はこういうやり方が良いんですよ、というふうに提案するのか、答申としては比例代表中心にこれからの選挙をやるんだという形になれば、それに連動してこういう費用の面での規制なんかもそういう方向に持っていくということにするのかですよね。

小澤隆一：第 2 部門の答申で、衆議院は比例代表中心、参議院は候補者に対するものという一応ぼんやりとしていますが方向性出しましたよね。だからそれで良いと。結局もし仮に衆議院を比例代表でいくとなると、ドイツ型になると。ただし参議院は比例代表じゃなくするってことになれば、やっぱり候補者中心の方向性を作らなきゃいけない。だからやっぱり一本化はできないと思うんですよ。

田中久雄：ただ、今の現行の選挙制度において、まあ確かに。

三木由希子：ちょっと良いですかね。まずこの答申全体が選挙の仕組みも変えましょうっていう答申なので、それに対して選挙の仕組みを成立させるための、選挙資金の問題とか、政治資金の問題っていうのを提案していかないと、選挙の仕組みは変えます。でも資金の方は現行ベースでっていうわけにはちょっといかないので、ちょっとそこをベースラインにしていただけるとありがたいなと思うんですけれども。

田中久雄：それは考えていかなきゃいけない問題だと思いますけれども、仮に現行制度を前提としても、じゃあ選挙区中心で候補者の選挙運動費用だけを規制して、或いは報告を出させるということだけで良いのかという問題は残るんですよね。それはなぜかというと、今の

選挙運動は日本の場合は候補者は自由に選挙運動できますよね。あと政党等、という政党も、いわゆる候補者提出政党、或いは選挙区の名簿提出政党、については選挙運動でかなり広範囲にビラもできるしポスターもできるし、演説もできると、いう広範囲な活動が認められてるんですよ。

三木由希子：ちょっとそれ、もう規制撤廃という前提で色々と議論をしているので、現行制度がどうだということでなくて、これから先どうである方が良いのか、ということでご意見いただけるとありがたいんですけど。要は今そういう様々な規制について基本的に撤廃しましょうっていうものと、選挙運動期間というものをどう捉えるかっていうところに関しては、全く期間が無いっていう話になっていますけど、どこかで立候補の届出はしますので、そうするとどこからが費用規制の対象になるのかとか、公費支援の対象になるのかとかってうのは、まだ具体的には積み残してますよねっていうのがこれまでの確認だと思いますので、規制が無くなるっていう中で、じゃあどういう資金の在り方に展開していきましょうかっていうところに論点をそろそろ絞った方が良い段階に今来ていますので、現行制度っていうよりは、現行制度を撤廃、或いは現行制度をちょっと横に置いておいて、こっちが提案している答申の内容に照らして、どういう方向で議論をしたら良いかというところで何かご意見ありますか。

田中久雄：いや、そういうこと前提であればそれで良いんですよ。ですからその場合にイギリス的な制度あるいは、ドイツ的な制度が良いという風に日本を変えていかなければいけない。だから日本は選挙運動費用収支が候補者中心に今なっていますけど、我々の答申、比例中心になれば政党に選挙運動費用の収支報告書とか規制をかけると、上限をかけるとかですね、そういうふうに変わるという、そういう方向になると思いますけれども、我々の答申で主張している制度を前提にして、費用についてどういう規制なり報告書を作りますかということで議論を集約するんであれば、僕は納得するんですよ。小澤さんが先ほど日本の場合は選挙区中心だから、何とかと言われたんで、現行制度でもかなり選挙運動にできる余地っていうのはいっぱいあるんですよね。現行制度を前提にしないということであればもうそれは結構です。

三木由希子：答申として既に選挙制度についても提案を地方議会も国政についても、一定程度していますので、それを支える、選挙運動規制を撤廃した上でそれを支える仕組みをどうするかという意味でのお金の問題っていう理解をしていただければ良いかなと思います。

岡﨑晴樹：この 124 頁を吟味していく必要があって、ちょっとまず確認したいんですけれども、政治活動と選挙運動という区別をなくすという方向性が確認されていますよね。この場合に、政治資金報告書と選挙運動費用の報告書ですね、今別々に出していますけれども、これ一本化するということで良いんですか。議会は。

三木由希子：124 頁。

岡﨑晴樹：まあ政治活動と選挙運動ですね。これをもう基本的にそういう区別無くそうという方向で議論が進んでますよね。で、お金に関して今二本立てですね。別々に収支報告書を

出しています。これを当然一本化するということになるのかなと思っているんですけれども、どういうふうに考えられますか。

小林幸治：第 1 部門ではそこまで至ってないです。

三木由希子：124 頁って第 1 部門でしたっけ。

小林幸治：はい。

三木由希子：選挙運動っていう従来の概念は無くなりますと。選挙運動期間とか、その間に行われていた選挙運動というものの、従来型の概念というか考え方は無くなりますということなので、事実上政治活動、政治活動の延長に選挙運動というのがある構図になりますよねと、いうところまでは確認がされてると思うんですよね。ただ公費、例えば公営選挙で一定の公費を付けようとか、或いは選挙運動資金の規制をしようといった時には何らかの範囲が無いと規制とか支援ができませんよね。っていうところの課題があるので、そこは運動の規制っていうよりは、資金的コントロールとか、資金支援という意味での何らかの期間は必要そうだと。で、あともう一つは、日常の政治活動の延長に選挙があるとすると、今だと国政政党の一定要件を満たしたものしか政党助成をしていないと。となるとそれ以外の候補者とか地域政党とか、まだ実績を持っていないところは、そもそもベースラインで支援が無い状態になるので、今のような公的支援の問題はこのままで良いのか、という問題が出てきますねと、いうところまでは確認はしているということですね。だから議論としては、お金の問題と、それから選挙期間とか、支援をいつからするかというところが、一応リンクしているということですね。

小澤隆一：答申はこういうふうに書かれていますけれども、要するに制度として、ハードの制度としての政治資金規正と選挙運動費用規制をもう無くしちゃうと、区別を無くしちゃうと、そこまではまだ詰め切っていないということなんじゃないですか。

小林幸治：考え方は無くしてしまうんですけど、じゃあ実際には収支報告書を求めるわけなので、何らかの形で。それは一定程度、いつからいつなのかという決めごとをしない限りは、出しようがないという、仕組みとしては。当たり前の話ですけれど。それをどういうふうに考えて、1 年間が良いのか、半年が良いのかとか、そこら辺も一定程度の理由を持って提案していかないと、ということですよね。

小澤隆一：結局、政治資金規正法系列の報告書と、公職選挙法系列の報告書と、結局その二つの法律が残る以上はあるっていうことなんじゃないですかね。

小林幸治：個人的にはどっちが良いのかってことは分からないというのが正直なところで、これも期間をどう置くかとか、どういう報告を求めるのかとか、二つあるなら違いはどうなのかとか、そこら辺も整理してみる必要があるのではないかと。

三木由希子：今の現状からすると、政党助成の報告書と、政治資金の報告書と、それから候補者個人については選挙運動の報告書と、その 3 本ですよね。それぞれの目的に応じて出されていると、いうのが現状で、それはそれぞれの政党助成法とか、政治資金規正法とか、公職選挙法とかそれぞれにぶら下がって別々の目的で、根拠になってる法律が違うという

状況ですよね。

片木淳：ちょっと良いですか。私なりに整理すればですね、今議論の流れは岡﨑さん言ったように 124 頁の流れで今日は、前回もそうですけど議論しているんですけれども、この流れというのは、選挙運動規制を原則全廃すると。そしたら皆さん、いやそれだったら金持ちばかりがどんどん選挙運動して不平等になるじゃないかというんで、選挙運動規制の撤廃に関連して、とりあえずはね、そこの部分だけ、選挙運動について何か公的援助するとか、或いはあまり金持ちがばんばん金を使いすぎないように制限をすると、いう整理で議論してるんですよね。で、政治資金についてはもうちょっと議論しなきゃいかんですけれども、諸外国でも政治資金をどれだけ政治活動を資金的にこれだけにせいと、そんなことは誰もしないと思うんですね。もうどんどんやってくれと。寄付金については一定の制限がありますが、それを守っていれば、後はどんどん政治活動やってくれと、いうのが今のところ民主主義国の基本的考え方じゃないかと思うんですよね。ですから、それはまだ議論の余地が若干あるかもしれませんので、とりあえず今日の流れは、選挙運動について不平等にならないように、選挙公営等についての 1 頁、この裏の制限ですね、費用の支出、この裏表ですね、援助する法と抑える法と。これを日本国で我々がやった時にどういう制度を設計するかという問題で、ただまあ、話を前に進めると、私の印象を申し上げると、この 2-1 の選挙公営についても諸外国、あまり手取り足取りやってないでしょ。

だからここなんかは私の感じですと、今まで一応みなさん議論して、私なんかもそう思って、少しは公営選挙やらないと不平等になるかなと思ったけれども、さっきのアメリカの精神が日本にどのくらい通用するのか分かりませんけどね、もうちょっとそんな甘ったれたこと言うなと、自分でやれと、いうふうなウエイトもかかってくるかなという印象も受けました。それから特にこの次の頁の、支出制限、これまあしてないっていうことですよね。だからこれ我々としては皆で議論した結果、条文はある程度必要でしょうということになってきたから、まあこの中から、これも印象的には少し抑制的でも良いかなという気もしてきたんですけれども、まあイギリスの真似をしてね、1 年前なのか、半年前なのかはちょっと別にして、イギリスのような形で何でも自由にやれという前提で、しかし選挙運動費用についてはこれだけの範囲内に抑えろと、これは政党もあるし個人もあると、いう形に設定する。それでここでは出てないんですけれども、私もあんまり詳しくは知らないんですが、イギリスの個々の選挙運動の概念ですね。我々が言ってる規制撤廃の選挙運動とは違う、どういうものを拾い上げて、その範囲内に収めろという、その時の選挙運動の概念ですけど、これは我々の概念によく似ているんですけれども、選挙を目的として、目的で押さえて、イギリスの制度ですけどね、目的で押さえて、それで対象としてはテレビコマーシャルとかなんかあるようですけれども、何項目かあって、それで具体的な公営基準みたいなやつと目的規定と二本立てで、こんなものは、こんなものというか、そういうものに該当したらそれを全部集めて報告して、その金額はここに書いてある金額の範囲内に抑えろと、いう制度になっているんで、それはそれを日本に持ってきたらいいんじゃないかと、そういうふうに考えていま

すけどね。

岡﨑晴樹：ちょっと私は日本のことを踏まえて 124 頁、気になることがあって、今だから選挙運動と政治活動区別してますよね。で、政治活動の方でたとえば集める人は億単位で集めて、そして事務所を構えて、私設秘書をかなり雇って、政治活動してるわけですよ。この投票期日までの一定期間、上限を規定するといった場合に、1 億円使ってる人を数千万円にその 1 年間だけ規制するというは無理ですよね。

三木由希子：それは政治活動として 1 億使ってる人が、選挙運動期間になるとその政治活動ではなく、全てが選挙運動になるっていう前提ですかね。

岡﨑晴樹：だからそこははっきりさせる必要があって、結局区別を無くすということになると、結局秘書の人件費とか事務所費から、ポスター、ビラ、これが区別がなくなってしまうということになりますよね。そういう状況で上限額の規定を設けるっていうのが可能なのかどうかっていう素朴な疑問があるんですよね。

三木由希子：元々日本だと、政党だと、独自資金能力がある政党っていうのが一定グループいて、それ以外はわりと政党助成金前提で運営していたりというのがあるので、資金の集め方とか、政党を成立させている資金の状況、そのソースが違うっていう現状が現実としてあるっていうことはあるので。

片木淳：ちょっといいですか。さっき私が申し上げたのはそこなんですよ。結局だから、全部を規制しようとするんではなしに、我々の流れとしては選挙運動で不公平があったらいかんから、選挙運動っていうのは、その選挙を目的としてある票を取るための行動ですけれども、イギリス流に言えばね。それを規制しようということですから、今のお話ですと、政治活動で 1 億円集まっていてもですね、じゃあ実際に今言った選挙運動という、だからちょっと言葉変えないといかんですかね。混乱しやすいんですけれども。そういう事務的な、技術的な選挙運動はちゃんと概念を確定させて、それは 1 億円の内の 300 万円になるのか、1,000 万円になるのかね、2,000 万円になるのか、それは分かりませんが、それを捉えて、決め方ですけれども 2,000 万円の範囲に収めろと、公職選挙法に書くと、いうことだと思いますけどね。そういうふうに整理すれば良いんじゃないでしょうか。

岡﨑晴樹：なるほど。

小澤隆一：ちょっと細かいことですが短くしますから。このイギリスの政党の選挙運動に対する支出制限っていつできたかって調べる必要があると思うんですよね。もしかしたら例の解散の制限、イギリス解散権やらないってほぼ決めちゃってるわけなんで、それがあるからこういう 365 日っていうのが決まって、日本みたいに首相に解散やられちゃったらこんな仕組み機能しないわけなんでね。せいぜい衆議院の 4 年任期の 3 年を切ったところで初めてこれが動き始める。それまでは結局使いようの無い規定で、安倍みたいに 2 年おきに選挙やってたらこんなの意味を持たない規制になるんで。だからやっぱりイギリスのこの現行の選挙運動費用と支出制限、今のイギリスの制度だから成り立っている仕組みだと。

三木由希子：確かに前回に、小林さんと坪郷さんにご報告いただいたような気がするんです

けど、選挙のサイクルについてはある程度経過をって話ですよね。日本でも。
片木淳：例外があるみたいですけどね。
三木由希子：そうすると今のお話の流れですと、選挙運動として制限の対象になるものをまず議論する必要があるということですよね。それに対して、資金的な規制をするとか。というのが一つの議論の方向性ですよね。で、そうすると今のお話ですと、結論的には政治活動、政治資金とか、政党助成みたいな仕組みとしての問題は、特に選挙だけ出たりさせないというのが今出てきたお話の一つの前提のような気もするんですけれども、それについてはいかがですか。結局選挙運動って一定の範囲で何か作ったとしても、日常的な政治活動の延長、要するに現職有利っていうのは日常的な政治活動の先に選挙ができるので、現職有利って構造はあるわけですよね。現実に。なので要は、日常的な政治活動に資金がたくさんある人の方が選挙が有利になるというのが結果として出てくると、いう状況があるんですけれども、とりあえずその運動の問題に集約をして、規制というか制限を考えたいと。
片木淳：ちょっと良いですか。言葉尻取るんじゃないけど、政治活動を日常的に活発にやっていれば有利になるというのは良いことでね、本題は平等の観念から言っておかしいと言えるかどうかじゃないですかね。もちろん民主主義社会なんだから、どんどんどんどんお金集めて政治活動やってる人が伸びていくと、逆に言えば努力に見合った結果が出てるんじゃないかという見方もでいるんじゃないかという気もするんですけど、そこはどう考えるか。いや、どう考えたら良いのかというか私はもうそれで別に良いんじゃないかと、そこまで規制する必要は無いんじゃないかと。
三木由希子：ちょっとその前提として、政党助成の仕組みは仕組みで、現職の国会議員がいるところにしかお金が今はいかない仕組みなので、なのでそこはまあ現職有利の構図があるということと、政治資金も議員じゃない人がお金を集めてくるっていう構造は。
片木淳：だから有利かどうかというよりは、それがまあいかんのかということですよね。不合理なのか、不平等なのかということは何を理由にしていくのかと。
小澤隆一：難しいですよね。だからそのいわば、その差をね、差を意識してその平等性で議論するのか、そうじゃなくて新たに名乗りを挙げる人たちの新規参入を容易にする発想、差と新規参入を容易にする発想、ちょっと違いますよね。やっぱり新規参入を容易にするような仕組みっていうのを考えないといけないと。あえて日常的な政治活動やっている人たちとの平等性っていうのを論じなくても良いのかなと。
片木淳：うん。そうですね。そういう立て方しないと、ちょっとなんか異論が出てきそうな感じがしますね。今ある制度の根幹には考え方があって、それは国民の税金を使うんだから、全然どうなるか分からんもの、形があるものでないとね、なんか税金の無駄遣いでないかというのは一方にありますよね。おっしゃるような話ならいいですけどね。新陳代謝を促すという必要性が、確実に国民大多数に認められて、それは良い方向だと、だから新人も出すためにインセンティブとして、こういう制度を敷こうじゃないかというなら納得いくんですけど、単に有利だ不利だってだけじゃあ異論が出る気がしますね。

田中久雄：公費負担がそういう趣旨だと思うんですよね。今、ビラとかチラシとか、演説や街宣車に公費負担しているというのは、最低限選挙に新人って打って出る場合に、これだけの経費は国で面倒みましょうと、いうことで新規参入を促すような制度になっているんで、今のように事細かくビラ何枚とか、チラシ、ポスター何枚とか、あんまり事細かなことでいちいち公費を制限するのが良いのかという、それはもうまさに前から議論しているわけですけれども、でもそういうことじゃなくて例えばもう掴み金で、総轄的にいくら出すから、この範囲の中で選挙をやってくださいと。或いはメニュー方式みたいに文書図画についてはこれだけのお金、演説会にはこれだけのお金とかね、そういうふうにいくつかのメニューを出してその範囲でやってもらうとか、やり方は色々あると思うんですけど、いずれにしても公費負担というのは新規参入を促す意味で、効果を発揮していると思うんですよ。その場合にやっぱり選挙運動の費用として出すわけなんで、選挙をやっぱり公平にやるという上で、選挙運動費用の上限というのは現在もあるわけだけれども、それはやっぱり必要なんじゃないかと、それは今は候補者だけの上限になっていますけれども、それをイギリスみたいに政党まで上限を広げるということも考えて良いんじゃないかと。そうなった場合に非常に、岡﨑さん言われるように選挙運動と政治活動というのは不可分の関係で切り分けは難しいんだけれども、一応選挙運動費用は上限としてここまでですよと。個人にしろ政党にしろ。そういうことで、あとその部分の何%か、或いは掴み金で計算した額かもしれないけど公費としていくらか提供しますと、いうことであればやはりその選挙運動費用というものの上限を認めるということであれば、報告書とかあるいは規制の中で、1年の、今のように年次報告書の中で1本の中にそれを取り入れて、報告すれば良い形にするのか、或いはその年次報告書とは違う形にするのか、或いは折衷案として、年次報告書の中の一部として運動費用なんとか、経理というか、経理区分を変えてやるのか、それは議論する必要があると思うんですけどね。でも、どっちにしろ政治運動の上限というのは、やっぱりあるべきだと思うし、それが事実上骨抜きになるとしても、あるということが一つの心理的影響なり、お金を湯水のように使うという、そういう歯止めにもなるわけなんで。

三木由希子：政治運動と選挙運動というのは違うんですか。今田中さんがおっしゃっているのは。

小澤隆一：今、政治運動の上限とおっしゃったから。

田中久雄：政治運動じゃなくて選挙運動の上限ですね。

片木淳：ちょっと良いですか。今の話の延長というかさっきからの話で、私もさっと見ただけで詳しくは読んでないんですけどね、ネットですぐに出てきますけれども、選挙運動の自由と公正、イギリスの選挙費用規制に着目して、というのはですね、これ確か明治大学だったかな、三枝昌幸さんという方がネットで、法律論叢という。

小澤隆一：明治の紀要ですね。

片木淳：紀要ですか。それに書かれている、去年の3月に書かれています。それをちょっと見た中身、今日の内容だと思ったんでちょっと見てきたんですけど、417 頁の注にですね、

イギリスは何を選挙運動と概念しているかですね、これについて選挙目的というのはですね、選挙で政党の名称を持って立候補している候補者又は政党が提出した候補者名簿に含まれる、まあだから両方というわけですね。候補者の当選を促進し又は獲得する目的、これが一つ。か、又は将来の選挙に関連して、選挙人の間で当該政党又は当該政党所属の候補者の評価を高めることと。これちょっと抽象的な言い方ですが、まあ目的ですからね。それは一つすぐに認定されるんでしょうけれども、そういう要件を書いて。で、行為ですけれども、政党政治放送という単語になっているようですけれども。広告、選挙人への配付物、4 番目がマニフェストその他の文章、5 番目が世論調査、6 番目がメディア関連の費用、7 番目が交通費と書いてありますね。だから選挙運動でうろうろしたらそれも入れないといけないですな。それで 8 番目、最後が集会と。の費用。というふうにまあ書かれているようなんです。これざっと見て歴史的にこう書いてあるんで、現在どうなのかというのは私確認していないのでね、そういう記述がありましたので、ここら辺をもうちょっと、さっきの小林さんの図書館の表からいくとあんまり参考になりそうな国が無いんでですね。

小澤隆一：今の話でいくとあれですよね、人件費とか事務所費は入ってないですよね。

三木由希子：これ規制というか制限がかかる対象という意味ですよね。費用上は規制がかかると。

片木淳：そうそうそう。

三木由希子：それ、だから誰が規制をするんですかねってところが。

小澤隆一：選挙委員会がイギリスは厳しい。

片木淳：チェック規制があるからね。

三木由希子：割と概念的な制限規制ですよね。

片木淳：いやしかし現実的にやってるからね。

小澤隆一：例のＥＵ離脱投票の時に、結局政府が、キャメロン政権がものすごくやりづらかったのは、あれもできない、これもできない、そういう問題が一つあったんですよ。

三木由希子：まあだから概念的な制限だとすると、規制当局みたいなものがそれなりに強い権限を持っているという構造になるってことですよね。

小澤隆一：そうですね。選挙委員会はかなり強い権限持っていますよ。

小林幸治：ちょっと時間ももうあれなので、次もあるので、次何か確認しなければいけないこと、先ほど三木さんがちょっと言いかけたことで。今日議論していただいて、名称とかは別にして、選挙期間、例えばイギリスに倣って 1 年間っていう仮説を置いて、その中でどういう規制が必要なのか、そういう規制を置いたら、その期間でどこに対してどういう報告を出すべきかっていうのを、シミュレーション的に出して、その上で足りないところ、こうした方が良いっていう議論を進めた方が良いかなって思います。あと、全体の政治活動、政治資金のちょっと斜に置く形になりますけれどもその議論をした方が良いかなと思います。1 年が良いのか、半年が良いのか別ですけれども、当然今の日本の選挙の形をそのまま一定程度継続するのであれば、立候補する日があって、前回、坪郷さんからの指摘提案をいただき

ましたけれど、そういう期間が一定程度必要になってくるので、その間の費用についてどういう約束事、ルール付けが良いのかってことをちょっと詰めて次回にでもやっていただくのが良いのかなと思います。

三木由希子：その話は要するに、届出ベースで期間を考えようっていう話ですかね。最後の部分がそういうふうに聞こえちゃったんですけれど。

小澤隆一：候補者の話ですよね。これはね。

三木由希子：ええ。立候補者、或いは政党の場合、比例の場合は名簿出した段階っていう話もありましたよね。

小林幸治：それも含めて。イギリスの場合は 365 日って政党の場合は定めがあるようですけれど、1 年前に別に立候補するわけではないんで。

三木由希子：いや、ただこれは単なる制限の適用期間なので、その前にどれだけ規制されているかっていうのはちょっとよく分からないんですよね。支出限度額の適用期間が 360 日間ってなっているんですけれど、その前にそもそもここで規制対象になり得るような活動はしちゃいけないということなんですかね。

片木淳：いやいや、規制は無いんだから。もともと。

三木由希子：だとすると、この場合だと立候補云々関係無く、365 日、その期間における規制ってことですよね。

片木淳：そうそうそう。さっき言った定義のね。ただ、その定義が私もあれだしよく分からないんだけれども、何かその小澤さんか岡﨑さんか、その辺イギリスの何か無いですか。資料みたいな。まあ英語だからネットでね、向こうのやつ選挙のを見れば大体間違いないと思うんですけどね。

小澤隆一：まあちょっと詳しい人に調べてもらうっていう。

片木淳：そうか、もう国会図書館、誰か分かってるんですな。

小林幸治：そうですね。少し掘り下げてってのはありますけども。

片木淳：それ掘り下げてもらわないと、議論が前に行かないですね。

小澤隆一：参議院の通常の選挙、政党に対するね、イギリスの規制ってできるんですけど、衆議院は難しいじゃないですか。

片木淳：何で。

小林隆一：だっていつ解散するか、総選挙あるか。

小林幸治：それは別で解散規制をきちんと提案した方が良いと思います。

小澤隆一：それをやると憲法変えなきゃいけないんじゃないかと。

片木淳：イギリスもあるみたいですよ。

岡﨑晴樹：解散できる場合もあります。

三木由希子：こないだ実際に解散しましたしね。

小澤隆一：そうですね。ああいう時はできる。

三木由希子：あともう一つの話とすれば、わりと国政ベースで話しているんですけど、日本

だと全部地方も含めて同じ枠の中に入っているので、地方も一応考慮した方が良いってこともありますよね。

分かりました。それでは次回に、今最後にまとめた部分について、もう少し具体的に資料も集めて議論するということで良いでしょうか。他に何かありますかね。じゃあ城倉さんどうぞ。

城倉啓：行程表について関わったので確認させていただきたいんですが、7 月 2 日なんですが、その日に小林さん担当で、公費負担、政治資金、政党助成の暫定原案と書いてあるものは今変更されているという理解で良いですか。みなさんが今ここで共有されれば。つまり最後におっしゃった英国について掘り下げていくと、或いは小林さんがおっしゃったのはシミュレーションを坪郷さんにしていただくと、或いは詳しい方にお話してもらうと。

三木由希子：ちょっとその前にですね、結局政治資金とか政党助成とか、話がこの行程表の段階では今もう少し広いところを、とりあえず選挙運動との関係で、他を切り離して整理するということになったので、この中で言うと公費負担は残るけれども、政治資金や政党助成についてはちょっと次回は検討から外して整理をするという話ですね。

城倉啓：ですので公費負担だけを残してご担当小林幸治さん、または坪郷さんにもお手伝いいただくみたいな形にしていいですか。その他の行程表についてはまだちょっとここでは議論する時間が無いので、みなさん寝かしていただいてメール上などでもご意見いただき調整しますけれども、とりあえずそういう理解で良いですか。

小林幸治：そうですね。ちょっと時間いただけるとありがたいですね。

城倉啓：7/2 では難しいと。

小林幸治：もうちょっと整理した上で議論していただかないと。

三木由希子：そうですね。今日出ていた話で言うと少なくとも、そもそも資金的な制限の対象になる政治運動って何かという部分と、どの期間を制限の対象となる運動期間とするか、またそれに対する資金制限という問題と、プラスアルファで公費負担支援というものと四つくらい整理した方が良いということですよね。

小林幸治：そうですね。で、その時に、当たり前ですけど、先ほど小澤さんからもご指摘いただいた通り、解散権との兼ね合いをどうするかという部分や色々関わりが出てくるので、全体像が整理できていないとなかなか議論がしにくいので。

三木由希子：それはもうおっしゃる通りで、だから政党助成とか政治資金一旦置いておいて、最後は結局戻ってくるだろうみたいなのは想定しておかないといけないと思うんですよね。で、少なくとも次々回ですよね、次々回は政党助成についての論点整理をお聞きすることにもう既になっているので、次回の段階である程度選挙運動についての基本的整理についてはしておいた方が良いのではないかなと。その上で政党助成との関係でもう 1 回再検討したりだとか、或いは新たに論点整理をした方が良いかなという部分は、またそこでフィードバックしていくと、いう進行でこの先 2 回くらいはいかがかなと。良いですかね。良いですか、城倉さん。

城倉啓 : そうなると次回の選挙運動についてというのは、ご担当はいらっしゃるんでしょうか。

三木由希子 : 一応今の流れですと小林さんていうことになっちゃうんですけど。事前に資料も含めちゃんと準備しないと、また資料が無いから次ってなってしまうとまずいかなという気もするので、どうしますかね。小林さんと坪郷さん中心にどういう資料を作って用意していくかみたいなところは事務局とか、共同代表者と色々整理調整しながら用意していくという感じですかね。

岡﨑晴樹 : ちょっと良いですか。私としてはやっぱり色んな資料を用意するよりも、既に答申がかなりできているわけですから、答申を加筆すると。加筆したのをたたき台として持ってきていただいて、それをもとに議論するのが 1 番やりやすいのかなと、生産的なのではないかなと思います。

小林幸治 : 基本ご指摘の通りです。で、先ほど三木さんおっしゃったこととの関係で言えば、その提案に基づく根拠の部分、外国ではこうだからとか、個々にこうだからとかいうのを集めてみないと、かなというのが、というところの関係かなと思うんですよね。

小澤隆一 : 124 頁をちょっと肉付けするっていう。

岡﨑晴樹 : 肉付けして、まあもちろん外国は参考になるんですけれども、どうでしょうかね、結局国会審議とか見ても結局外国と日本は違うからと一蹴されるというのがセオリーかなと思うので、あくまでも参考にしかならないんですよね。だからあくまでも日本のことを考えてこの一定期間というのは 1 年が良いとか半年が良いとかそれを小林さんの方で肉付けしたものを叩き台として出していただいてそこを議論した方が進むと思いますがいかがでしょうか。

三木由希子 : そこまでできるんであれば、という感じではあるんですけど。とりあえず資料の準備の方が間に合いそうか、中身を落とし込むところまでできそうかというところで、ちょっと今日の話も結論がそんなにはっきりした話じゃなかったのでどっちがやりやすいかって話になると思うんですけれども。

小林幸治 : 基本的に答申を肉付けする方向で考えたいと思います。

三木由希子 : 分かりました。あとやっぱり答申全体の中で色んなことを考えていて、今資金の話をしていますけれども、選挙制度そのものを変えようとか、期間の問題とか、色んなものを答申をベースに提案です、っていうところなので、そこは簡単に説明した資料って作ってましたよね。

城倉啓 : 骨子ですか。はい、このような 8 頁立てのものがありますがこれを印刷してきましょうか。

三木由希子 : そうですね。なんかそういうものがささっと参照できると良いかもしれないですね。

城倉啓 : 分かりました。毎回常備しときます。

三木由希子 : はい。お手持ちの方は用意してきていただいても良いですし。ということで、

じゃあ次回は答申の内容について肉付けをしていくと。ご提案いただくということでよろしくお願いします。他に事務局の方で何かありますでしょうか。

城倉啓：はい。手早くいきますが、今のお話し合いに合わせて行程表も若干修正したものでご議論いただきたいのでこちらからメールで流しますね。それからお配りしている資料のＢというものなんですけれども、6 月の 28 日に石川委員と小澤委員にご協力いただいて、「選挙供託金を考える議員交流勉強会」というのを行いますので、市民審議会の委員の皆さんも、もしお時間あればぜひお手伝いと言いましょうか、加勢と言いましょうか、大勢いた方が良いので。既に自民党議員と国民民主党議員の参加が決まっていますが、全会派を目指してですね、そしてここで答申の内容をインプットして議連を作っていく機運を高めていくということですので、ご協力いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

三木由希子：はい。あとこの声明というのは。

城倉啓：あ、そうですね。声明についてもですね、本日朝日新聞の記事でも出ていますけれども、自民党は憲法改正による合区解消ではなくて、自党の公選法改正案をまとめているところでございますので、この声明については一旦また事務局に戻していただいても良いでしょうか。共同代表の方にお願いなんですけれども。で、対応を考えると。一番効果的なものを効果的な段階で出すべきだと思いますので、そういうわけでこれお配りしましたけれども、いったん取り下げて戻すと、事務局では考えております。太田さんそれで良いですか。

太田光征：はい、それで良いです。

三木由希子：分かりました。他は大丈夫ですね。そうしましたら長時間みなさんありがとうございました。活発にご議論いただいてありがとうございました。次回 7 月 2 日ですね。まだ会場は決まっていないですか。

城倉啓：会議室は未定です。で、7 月 16 日が次々回でございまして発題者も加藤一彦さん。場所は加藤一彦さんの職場、東京経済大学でございます。

三木由希子：具体的な場所はまた改めて教えてください。

小澤隆一：国分寺ですね。

三木由希子：国分寺ですけど、キャンパスが広いですから。どこに行けば良いか教えていただければ。はい、ありがとうございました。